

議案第58号

京田辺市公共下水道条例の一部改正について

京田辺市公共下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年11月29日 提出

京田辺市長 上 村 崇

(提案理由)

本件は、特定事業場からの汚水の排除の制限及び除害施設の設置に係る水質項目及び基準について、所要の改正を行うため、提案するものである。

京田辺市条例第 号

京田辺市公共下水道条例の一部を改正する条例（案）

京田辺市公共下水道条例（昭和60年京田辺市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項に次の2号を加える。

(6) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満

(7) 磷^{りん}含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満

第11条第1項の表中

「

(9) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので京都府環境を守り育てる条例（平成7年京都府条例第33号）により当該公共下水道が接続する流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第4号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。）	当該排水基準に係る数値とする。
--	-----------------

」

を

「

(9) 窒素含有量	1リットルにつき240ミリグラム未満
(10) 磷 ^{りん} 含有量	1リットルにつき32ミリグラム未満
(11) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので京都府環境を守り育てる条例（平成7年京都府条例第33号）により当該公共下水道が接続する流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第4号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。）	当該排水基準に係る数値とする。

に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

